

学校歯科研修会

健康診断の流れと要点

平成28年度版

熊本県歯科医師会学校歯科委員会

(学校保健)

学校保健とは、幼児・児童生徒及び学生並びに、教職員の生涯にわたる健康づくりとその保持増進をはかり、学校教育の目的を達成するために営まれる各種の教育活動である。

したがって、教育のねらいに即した活動としての性格が強調されており、学校保健を推進することによって、学校教育の円滑な実施と成果が確保される。

(学校歯科医)

・ 学校歯科医の立場

学校歯科医は歯科医師法による「歯科医師」として身分と学校保健法第16条に定められた「学校歯科医」の身分を併せ持っている。(私立学校は別)

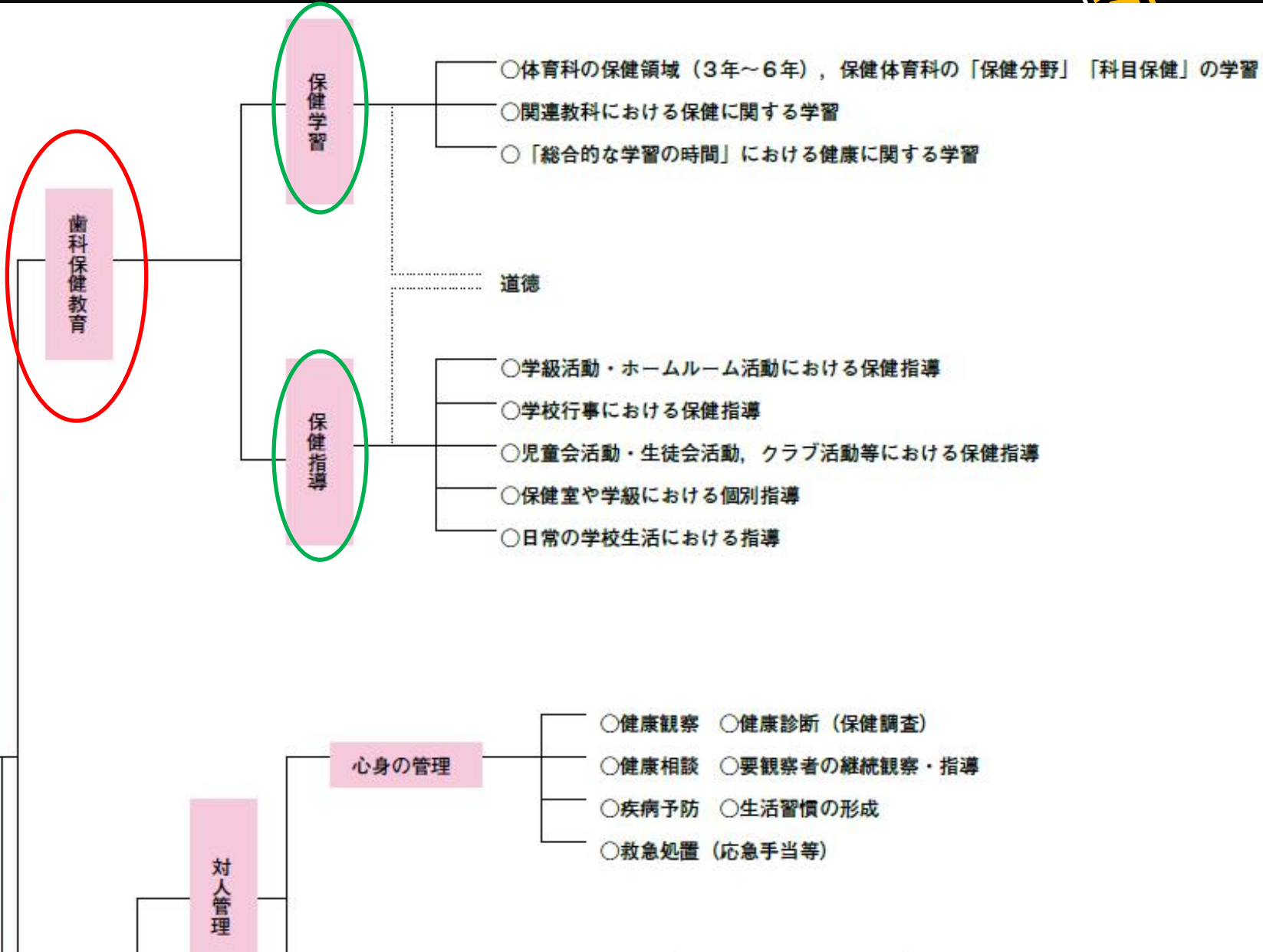
・ 職務

学校保健法第1条の「児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」である。したがって、学校保健の三つの領域「保健教育」、「保健管理」、「組織活動」にまたがり、保健に関する専門職として技術的な事、及び指導に従事する。

・ 身分

非常勤の嘱託的性格を持つ公務員

学校における歯・口の健康づくり
(学校歯科保健活動)



学校における歯・口の健康づくりの領域と構造

歯科保健管理

対人管理

心身の管理

- 健康観察 ○健康診断（保健調査）
- 健康相談 ○要観察者の継続観察・指導
- 疾病予防 ○生活習慣の形成
- 救急処置（応急手当等）

生活の管理

- 健康生活の実践状況の把握及び規正
- 学校生活の管理
 - ・健康に適した日課表，時間割の編成
 - ・休憩時間等の遊びや運動
 - ・学校生活の情緒的雰囲気

対物管理

学校環境の管理

- 学校環境の安全・衛生的管理
 - ・学校環境衛生検査（定期，日常）とその事後措置
 - ・施設設備の衛生管理及び安全点検
- 学校環境の美化等情操面への配慮
 - ・校舎内外の美化
 - ・学校環境の緑化
 - ・学習環境の整備

歯科保健に関する組織活動

- 教職員の組織，協力体制の確立（役割の明確化）
- 家庭との連携
- 地域の関係機関・団体との連携及び学校間の連携
- 学校保健委員会

学校歯科医の 活動指針

平成27年 改訂版

一般社団法人 日本学校歯科医会

<http://www.nichigakushi.or.jp/>

平成27年3月発刊

これに基づき説明します。
28年度の健診から統一
お願いいたします。

熊本県歯科医師会

歯・口腔の健康診断の実際

- (1) **実施計画の立案**: ①日程調整 ②検査場所の選定 ③検査時間の配分 ④検査器具(歯鏡、探針、ピンセット、グローブ、消毒器具、照明器具)
- (2) **検査の準備**: ①健康診断票の準備 ②検査室内の準備 ③記録者との打ち合わせ ④検査器具の準備 ⑤検査器具の消毒
- (3) **検査の手順**: ①事前学習やブラッシング指導 ②保健調査票の持参 ③児童生徒の誘導 ④健康診断票(歯・口腔)と検査項目 ⑤手指の消毒 ⑥検査の流れと要点
- (4) **検査の基準**: ①顎関節 ②歯列・咬合 ③歯垢 ④歯肉 ⑤歯式 ⑥歯の状態 ⑦その他の疾病 ⑧要補綴

診査の信頼性(判定誤差の生じる原因)

- (1) 診査者の誤診: 判定基準の不統一、習癖・傾向、視力・疲労、診査方法、器具、設備
- (2) 記録過程のミス: 診査者の言い違い、言い落とし、記録者の書き違い、書き落とし、騒音等による伝達ミス
- (3) 判定不能: 多量の歯石、歯垢付着、食物残渣付着、被検査者の検査拒否

健康診断精度の向上のためには

- (1) **判定基準の統一** : 基準を知り遵守、健康診断前の擦り合わせ
- (2) **情報収集** : 保健調査票の活用、前年度の記録、データ分析
- (3) **環境整備** : 記録者の教育、健康診断前の清掃、照明器具等の準備

歯・口腔の健康診断を理解する

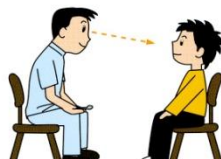
- * 教育の場で行われる健康診断は健康の保持増進を目的とした健康状態の把握。確定診断ではない。
- * スクリーニングによって「健康」、「要観察」、「要医療（治療、精密検査）」に区分する。

- (1) 保健指導や予防措置によって健康増進を図る段階 →
「健康」 : 0
- (2) 引き続き観察下にあつて積極的な保健指導と予防処置の組み合わせを行うことにより、疾病の状態に進行させないことが可能な段階 → **「定期的な観察が必要」: 1**
- (3) 医療機関により状態の診断を受け、臨床的な対応が必要な段階 → **「専門医(歯科医師)による診断が必要」: 2**

健康診断の流れと要点

1 保健調査表で本人の状態や問題点を確認する。

2 口を閉じて姿勢を正して座らせ、姿勢、顔面、口の状態を外部から診査する。



異常あり

学校歯科医所見欄に記入

平成22年 学校歯科委員会作成

4 咬合せた状態で前歯部の歯垢の付着状態を診査する。



ほとんどなし → 0
1/3以下 → 1
1/3以上 → 2

5 咬合せた状態で前歯部の歯肉の状態を診査する。



G0 = 歯石のついていない歯肉炎

異常なし → 0
要観察 (G0) → 1
要精密検査 (G) → 2

6 開口させて歯の状態を診査する。



要観察 → CO
要治療 → C

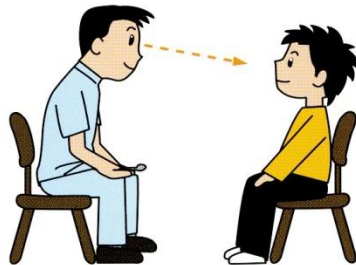
7 児童生徒が抱えている問題や相談があればそれに応じる。

来年度新規作成予定

健康診断の流れと要点

1 保健調査表で本人の状態や問題点を確認する。

2 口を閉じて姿勢を正して座らせ、姿勢、顔面、口の状態を外部から診査する。



異常あり

学校歯科医所見欄に記入

3 顎関節部に指を当て、口を開閉させて顎関節と歯列・咬合の状態をそれぞれ診査する。



顎関節

異常なし → 0

要観察 → 1

要精密検査 → 2

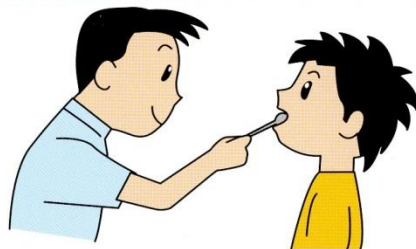
歯列・咬合

異常なし → 0

要観察 → 1

要精密検査 → 2

4 咬合させた状態で前歯部の歯垢の付着状態を診査する。



0



1

1/3以下



2

1/3以上

ほとんどなし → 0

1/3以下 → 1

1/3以上 → 2

1

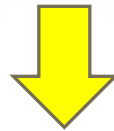
保健調査票で本人の状態や問題点を確認する。

保健調査票															
										〇〇市立 小学校					
あてはまるものがありましたら、現在の学年らんに○印、またはご記入下さい。										なまえ					
項目	学年	1	2	3	4	5	6	年組番	1	2	3	4	5	6	
内科	1 熱が出やすい							今までに重い病気や大きなけがをした人は書いてください	喘息 () 才 原因 [] 最後にひきつけたのは () 才 原因 [] 心臓病 () 才 病名 [] 腎臓病 () 才 病名 () その他の病気やけが () 才 1 アレルギー体質・食べ物 例：たまご [] ・薬品 例：赤チン [] 2 その他 []						
	2 頭痛をおこしやすい														
	3 腹痛をおこしやすい														
	4 吐きやすい														
	5 下痢しやすい														
	6 便秘しやすい														
	7 動悸や息切れがする														
	8 立ちくらみをおこしやすい														
	9 湿疹やじんましんがしやすい														
	10 乗り物に酔いやすい														
	11 その他(病名 症状)														
眼科	1 遠くを見るとき目を細める														
	2 本を読んだりするとき目が疲れ、頭痛を感じる														
	3 眼をかゆがる														
	4 眼に関する最近の異常 ()														
	5 いつから眼鏡・コンタクトレンズを使用しているか眼科で処方されたものか ()														
歯科	1 しみたり痛い歯がある														
	2 口を大きく開けるときあごの関節が痛んだりする														
	3 歯並びで心配なところがある。(指しゃぶり、爪かみ等の癖がある)														
	4 食べたり飲んだりしにくいことがある														
	5 歯肉から血がでる														
	6 口のおいが気になる														
耳鼻科	1 耳が遠いと思う														
	2 中耳炎になりやすい														
	3 かぜをひいていない時鼻汁が多い、鼻がつまる														
	4 鼻血がしやすい														
	5 口蓋扁桃がはれ、熱が出ることが多い(年 回)														
	6 ふだん口をあけている														
	7 いびきをかくことが多い														
その他 現在治療している病気・ その他校医に相談したいこと	1年														
	2年														
	3年														
	4年														
	5年														
	6年														

保健調査票例 (小学校一般)

今までは...

第11条 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときにあらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする



学校保健安全法施行規則(平成28年4月1日)

- ▶ **第11条** 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、**小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、**
- ▶ **幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態に関する調査を行うものとする。**

保健調査の実施

事前に質問形式で保健調査を行うことで、円滑な健康診断を実施することができる。

【保健調査の質問事例】

歯列・咬合：歯並びで気になるところがありますか。
かみ合わせで心配なところがありますか。

顎 関 節：顎の関節で音がしますか。
食事の時に顎の関節が痛みますか。
大きく口を開けるときの顎の関節が痛みますか。

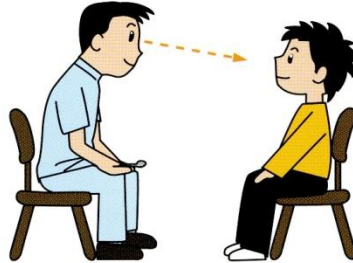
歯 肉：歯を磨くとき血が出ることがありますか。
歯肉がはれているところがありますか。

このような保健調査は、児童生徒にとって健康診断の場が疾病や異常を指摘されるだけでなく、自らの健康を考える機会ともなり、口腔保健の動機付けになる。また、児童期には保護者が調査票を記載することが多く、家庭への啓発にもなるので、積極的な活用が望まれる。

健康診断の流れと要点

1 保健調査表で本人の状態や問題点を確認する。

2 口を閉じて姿勢を正して座らせ、姿勢、顔面、口の状態を外部から診査する。



異常あり

学校歯科医所見欄に記入

3 顎関節部に指を当て、口を開閉させて顎関節と歯列・咬合の状態をそれぞれ診査する。



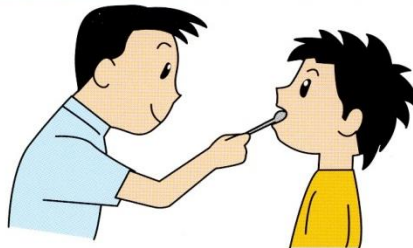
顎関節

異常なし → 0
要観察 → 1
要精密検査 → 2

歯列・咬合

異常なし → 0
要観察 → 1
要精密検査 → 2

4 咬合させた状態で前歯部の歯垢の付着状態を診査する。



0



1

1/3以下



2

1/3以上

ほとんどなし → 0

1/3以下 → 1

1/3以上 → 2

児童生徒健康診断票（歯・口腔）

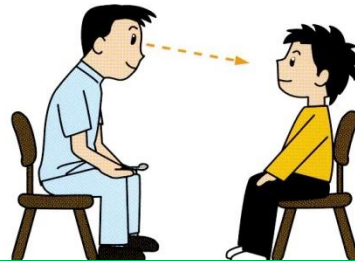
顎関節	歯列・咬合	歯垢の状態	歯肉の状態	歯式	歯の状態							その他の疾病及び異常	学校歯科医所見	事後措置
					乳歯			永久歯						
					現在歯数	未処置歯数	処置歯数	現在歯数	未処置歯数	処置歯数	喪失歯数			
0	0	0	0											
1	1	1	1											
2	2	2	2											

狭い小さな場所ですが御活用お願いします。

健康診断の流れと要点

1 保健調査表で本人の状態や問題点を確認する。

2 口を閉じて姿勢を正して座らせ、姿勢、顔面、口の状態を外部から診査する。



異常あり

学校歯科医所見欄に記入

3 顎関節部に指を当て、口を開閉させて顎関節と歯列・咬合の状態をそれぞれ診査する。



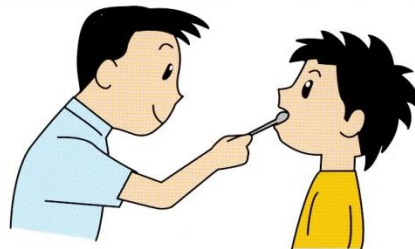
顎関節

異常なし	→	0
要観察	→	1
要精密検査	→	2

歯列・咬合

異常なし	→	0
要観察	→	1
要精密検査	→	2

4 咬合させた状態で前歯部の歯垢の付着状態を診査する。



0
1/3以下
2
1/3以上

ほとんどなし	→	0
1/3以下	→	1
1/3以上	→	2

顎関節の診断基準について

- 0(異常なし): 顎関節部、咀嚼筋の異常を認めず、口の開閉によって開口障害、下顎の偏位、疼痛などの異常所見がなく、さらに本人からの異常の訴えのない者
- 1(要観察): 開閉口時に下顎の偏位が見られる者
開閉口時に顎関節部に雑音が認められるもの
- 2(要精検): 開閉口時に顎関節部あるいは咀嚼筋に疼痛を訴える者
及び疼痛が認められる者。
開口時に2横指以下の開口障害が認められる者

- 0 異常なし
- 1 要観察⇒定期的観察が必要
- 2 要精密検査⇒専門医(歯科医師)による診断が必要

顎関節の診査法

- 1、児童生徒を健診者の正面に座らせ、顔の対称性を診査する
2. 手指を軽くあてがい大きく開閉させて顎関節相当部の異常所見を診査する。

* 時間的制約があっても、ここまでは全員を診査することが望ましい



3、開閉口時に以下のことも同様に診査する



- ① 開口障害の有無を調べる。開口障害は2横指以下
- ② 開閉口時の偏位の有無
- ③ 顎関節雑音の有無
- ④ 顎関節部及び咀嚼筋などの疼痛の有無

学校歯科健診早見表

① 歯列・咬合・顎関節・歯垢・歯肉の状態について

歯列・咬合

0 異常なし

1 要観察

軽度の歯列不正・不正咬合

●歯と顎のサイズの関係を見る

歯
列



隣接面が互いの歯冠幅経の1/4

0 異常なし

1 要観察⇒定期的観察が必要

2 要精密検査⇒専門医(歯科医師)による診断が必要

2 要精密検査

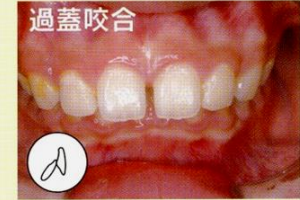
咬
合



オーバージェットが8mm以上

3歯以上の反対咬合

●上下の顎の垂直(上・下)関係を見る



上下顎前歯切縁間の垂直的空隙が6mm以上。
ただし、萌出が歯冠長の1/3以下のものは除外。

そ
の
他

これら以外の不正咬合で特に著しい異常が認められるもの
(過蓋咬合、交叉咬合、鉗状咬合、一歯のみの著しい異常など)

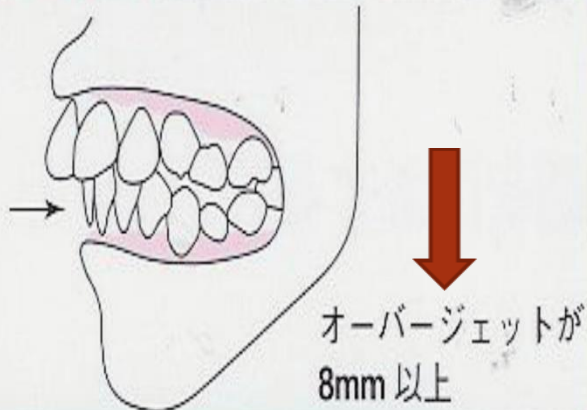
歯列・咬合の判定基準について

歯列・咬合判定の基準

■ 反対咬合

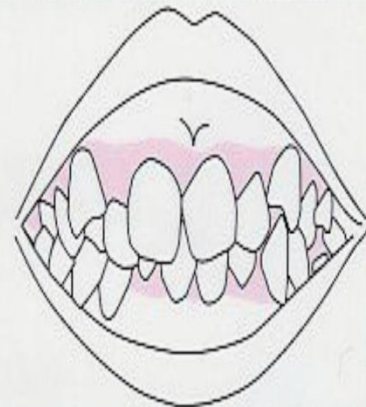


■ 上顎前突



■ 叢生

隣接歯が互いの
歯冠幅径の 1/4
以上重なり合っ
ているもの



■ 正中離開

下顎前突： 3歯以上の反対咬合
⇒前歯部が2歯以上の逆被蓋
上顎前突：オーバージェットが8mm以上
⇒7~8mm以上

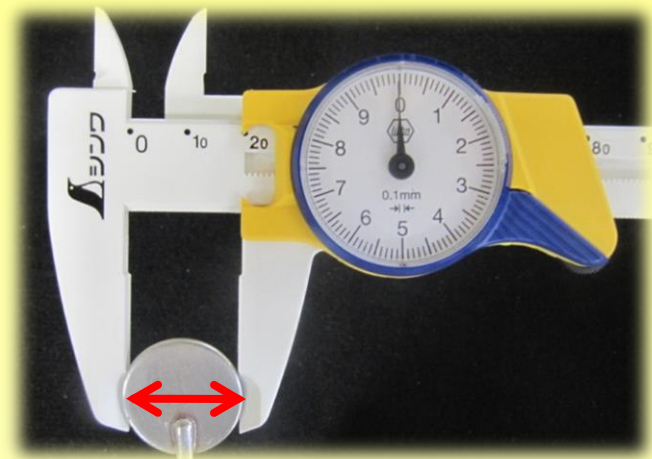
上顎中切歯間の
空隙が 6mm 以上

冠長の 1/3 以下
のものは除外

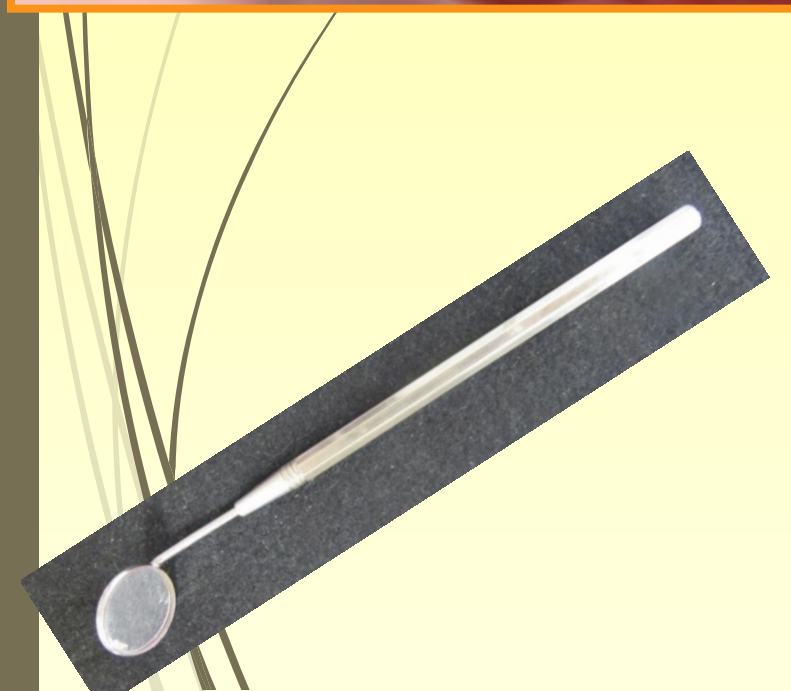
しい異常
交叉咬合,
常など)



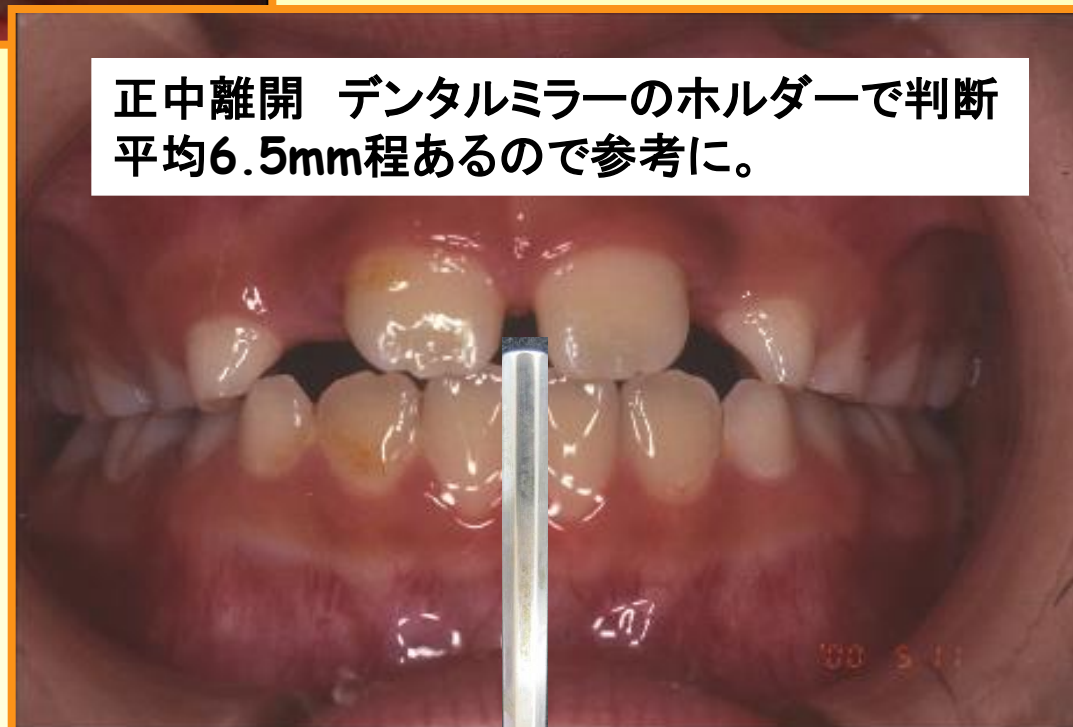
上顎前突 デンタルミラーの径で判断



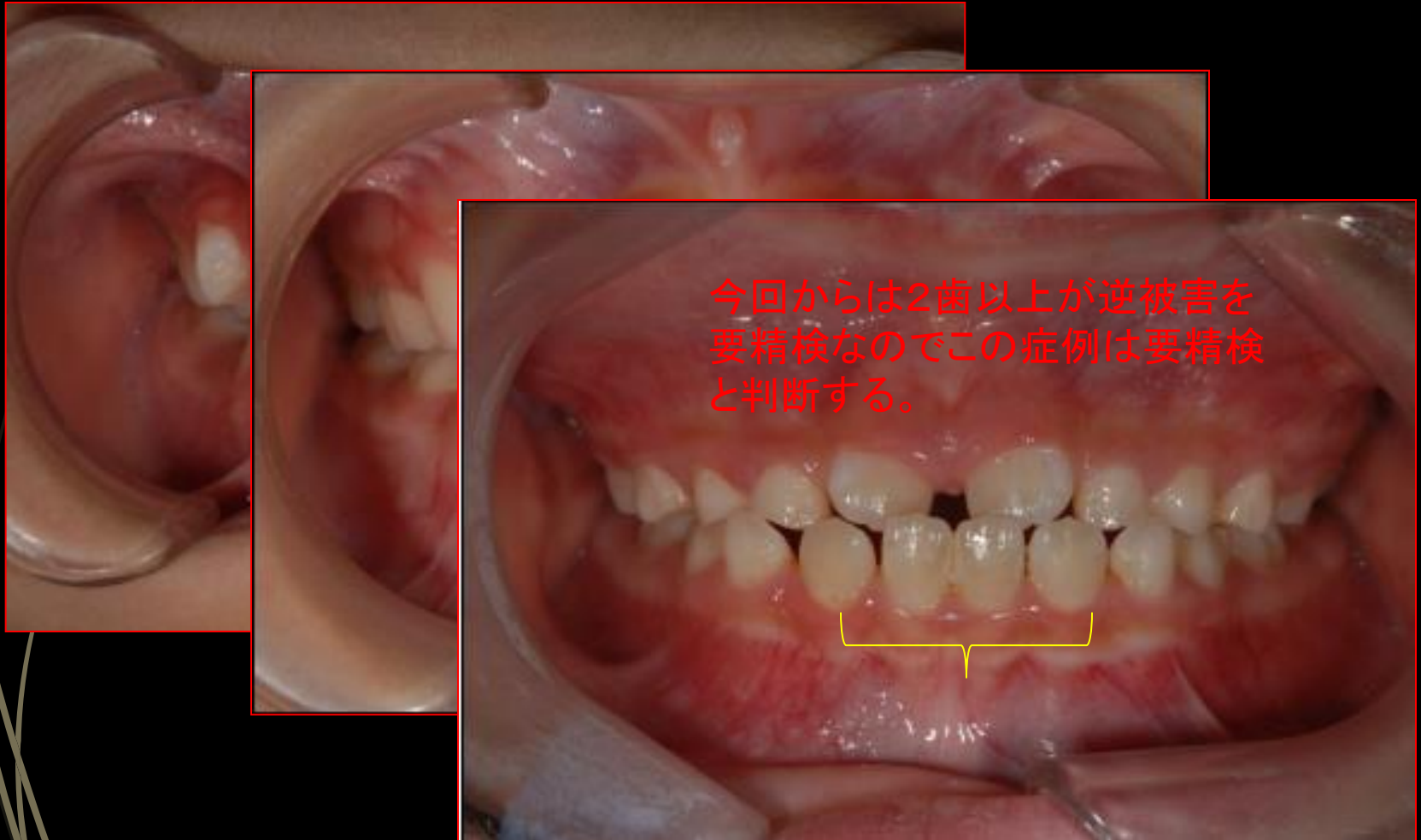
ミラー幅が約20mm程あるのを参考に



正中離開 デンタルミラーのホルダーで判断
平均6.5mm程あるので参考に。



経過観察が望ましい歯列・咬合（要観察）の対象



治療が望ましい歯列・咬合（要精検）の対象



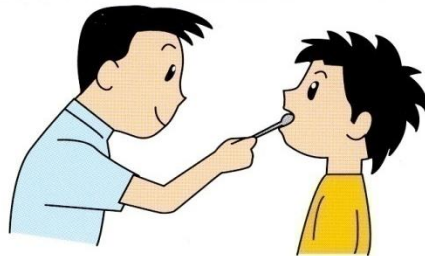
3 顎関節部に指を当て、口を開閉させて顎関節と歯列・咬合の状態をそれぞれ診査する。



顎関節	
異常なし	→ 0
要観察	→ 1
要精密検査	→ 2

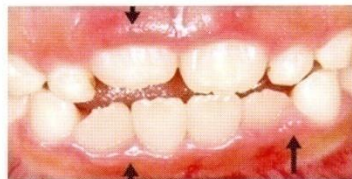
歯列・咬合	
異常なし	→ 0
要観察	→ 1
要精密検査	→ 2

4 咬合させた状態で前歯部の歯垢の付着状態を診査する。



ほとんどなし	→ 0
1/3以下	→ 1
1/3以上	→ 2

5 咬合させた状態で前歯部の歯肉の状態を診査する。



GO = 歯石のついていない歯肉炎

異常なし	→ 0
要観察 (GO)	→ 1
要精密検査 (G)	→ 2

6 開口させて歯の状態を診査する。



要観察	→ CO
要治療	→ C

学校での健康診断基準（歯肉）

G: 歯肉炎などの歯周疾患罹患患者

歯石沈着を伴う歯肉炎、あるいは歯周炎、増殖性歯肉炎が疑われ精密検査と処置を必要とする者

GO: 歯周疾患要観察者

- 1、歯肉に軽度の炎症症候が認められるが、健康な歯肉の部分も認められる
- 2、歯垢の付着は認められるが歯石の沈着は認められない
- 3、歯の清掃指導を行い、注意深い歯磨きを続けて行うことによって炎症症候が消退するような歯肉の保有者をいう。



歯垢の状態

0	良好	ほとんど無し
1	若干の付着	1/3以下に付着
2	相当の付着	1/3を超える

歯肉の状態

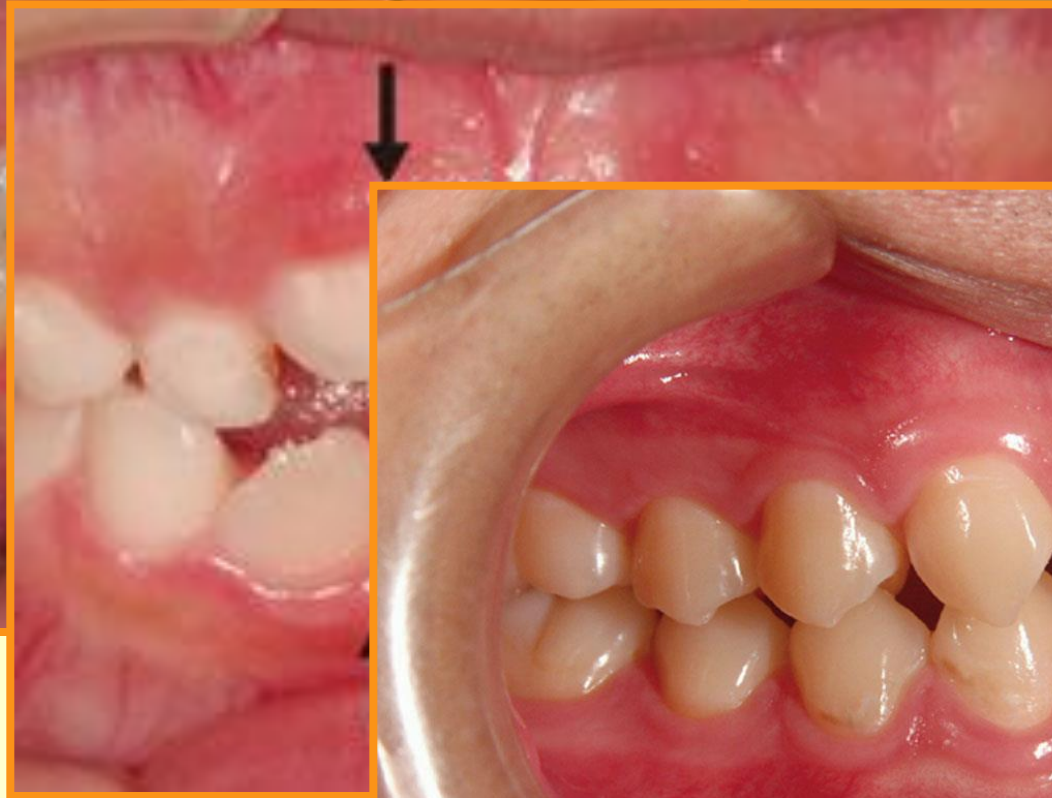
0	異常なし	歯肉に炎症の無い者	
1	要観察	歯石（-）の軽度の炎症 指導で改善を期待できる炎症	GO（要観察・要指導） 学校歯科医所見欄にGOと記入
2	要精検	歯石（+）の歯肉炎 診断、治療を要する炎症	G（要治療） 学校歯科医所見欄にGと記入

0 異常なし

1 要観察 ⇒ 定期的観察が必要...GO

2 要精密検査 ⇒ 専門医(歯科医師)による診断が必要...G

- G O 症例



部分的なG O 発赤

GOの症例：
歯周疾患要観察者

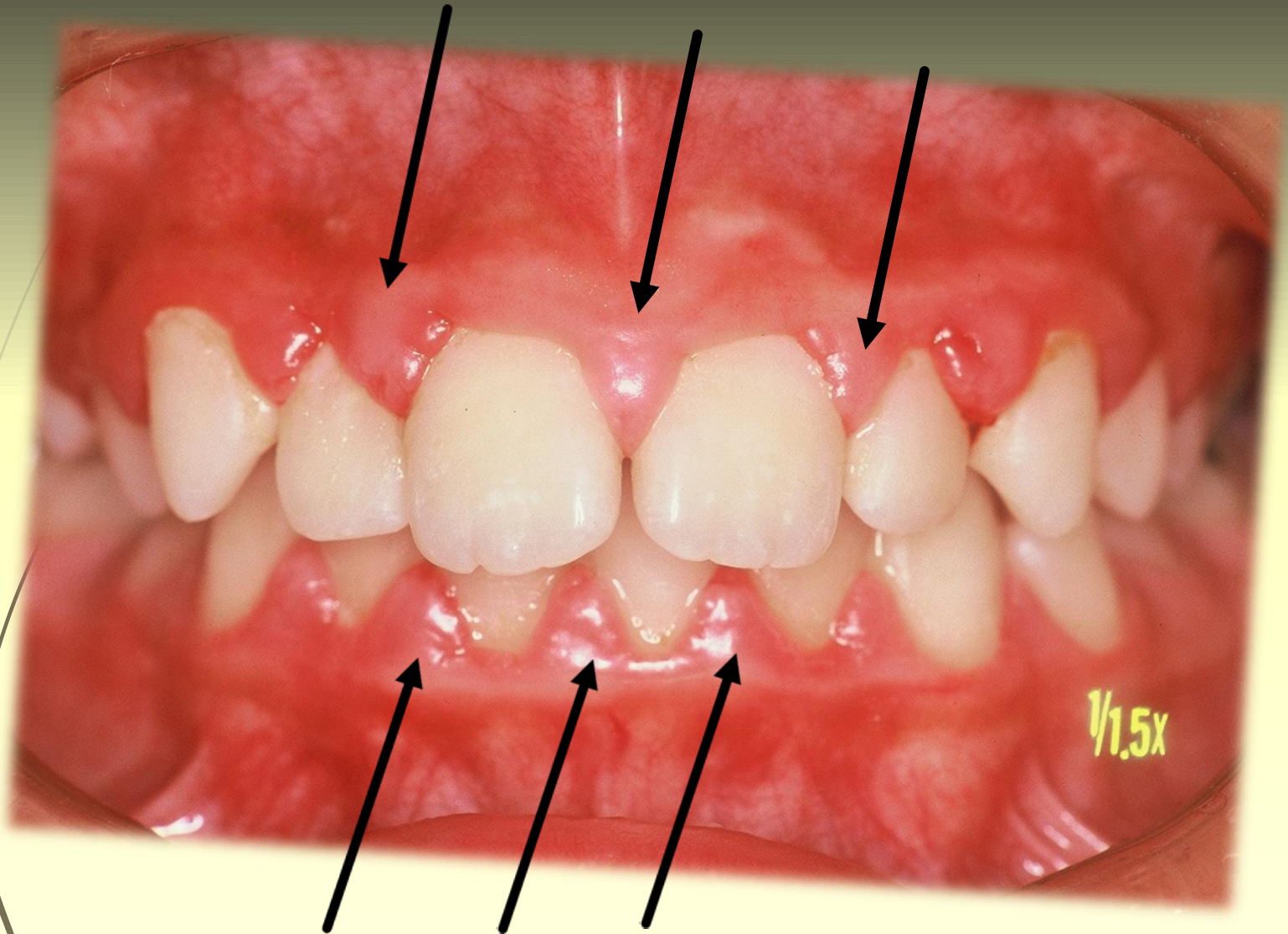


単純性歯肉炎
咬み合わせると
痛みがある
ブラッシング時に
出血する・・・

ブラッシング指導のみで
健康な歯肉を取り戻す
咬合の痛みも消失



- G 症例



13歳中学2年生女子



G症例：歯周疾患要処置者

徹底的にブラッシングを行う



染出しを行う
100%の汚れ



位相差顕微鏡による細菌の画像

ZS 症例



歯石沈着はあるが歯肉に炎症のない場合は
Gとせず学校歯科医所見欄にZSと記入し受診を指示

学校での健康診断とGO

学校での健康診断は確定診断から、事後措置を前提としたスクリーニングへ

(1) **健全**→現在とくに問題がなく、その状態の保持増進を図る

(2) **GO**→臨時健康診断と個別指導によりGへの進行防止

(3) **G**→歯石沈着のある歯肉炎、または歯周炎の疑いで受診勧告

(4) **ZS**→Gとせず、ZSで受診勧告

児童生徒健康診断票（歯・口）

顎関節

異常なし=0, 定期的な観察が必要=1, 専門医(歯科医師)による診断が必要=2 の3区分にスクリーニングし、それぞれ0, 1, 2で記入する。

歯列・咬合

0 異常なし

1 要観察 ⇒ 定期的観察が必要

2 要精密検査 ⇒ 専門医(歯科医師)による診断が必要

ほとんど付着なし=0, 歯面の三分の一程度までの付着あり=1, 歯面の三分の一以上の付着あり=2 の3区分にスクリーニングし、それぞれ0, 1, 2で記入する。

歯肉の状態

歯垢の付着とも関連深いものであるが、増殖や退縮などの歯肉症状からみて、異常なし(歯肉に炎症のない者)=0, 歯肉に歯垢の付着があり炎症があるが歯石沈着は認められない者で適切な保健指導と定期的観察が必要な者 GO=1, 歯科医師による検査や診断・治療が必要な歯周疾患の認められる者 G=2 の3区分にスクリーニングし、それぞれ0, 1, 2で記入。

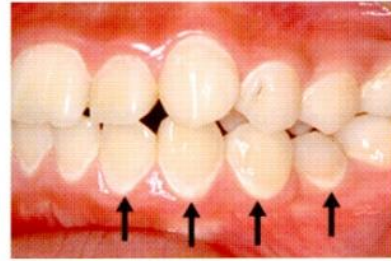
むし歯について・・・

要観察歯 (CO) について

要観察歯 (CO) とは

エナメル質に軟化した実質欠損は認められないが

- 1、小窩裂溝において、褐色状の着色や粘性が認められるもの。
- 2、平滑面において、粗造面や白濁・褐色班が認められるもの。
- 3、隣接面等において、エナメル質の軟化・実質欠損の確認が明らかでないもの。
(精密検査が必要な場合は健診票の所見欄に<要精検>と記入する。)



- 健康診断票には該当歯部、学校歯科医所見に補助記号 **CO** を記入する。
- 「健康診断結果のお知らせ」には記載するが、治療勧告の対象とはしない。
- 隣接面など腐蝕の確認が極めて困難な場合は精密検査を要す。学校歯科医所見欄に **要精検** と記入し、受診を促す。

以前は・・・

学校での健康診断基準(う蝕)

C: 視診で確認できるう窩がある

要観察歯(CO)とは

エナメル質に軟化した実質欠損は認められないが

- 1、小窩裂溝において、褐色状の着色が認められ、粘性が触知されるもの
- 2、平滑面において、粗造面や白濁・褐色班が認められるもの
- 3、隣接面等において、エナメル質の軟化・実質欠損の確認が明らかでないもの。
(精密検査が必要な場合は健診票の所見欄に
<要精検>と記入する。)

※ 探針はなるべく使用しない事!

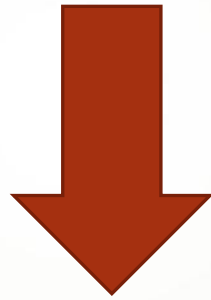
★ 要観察歯 C O (H28年度～) ★

- ▶ 要観察歯は、視診にて明らかでない窩は確認できないが、むし歯の初期病変の徴候(白濁、白斑、褐色斑)が認められ、放置するとむし歯に進行すると考えられる歯である。状態を経時的に注意深く観察する必要のある歯で記号C Oを歯式欄に記入する。また、食生活の見直しや清掃の確認及び地域歯科医療機関での専門的管理の必要性等の適切な指導を指示する。具体的には、
 - ▶ 1、小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、褐色、黒色等の着色や白濁が認められるもの
 - ▶ 2、平滑面において、脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるがエナメル質の実質欠損(う窩)の確認が明らかでないもの。
 - ▶ 3、例えば、**隣接面や修復物下部の着色変化、1や2の状態が多数認められる場合等**、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。学校歯科医の所見欄に **C O要相談** と記入

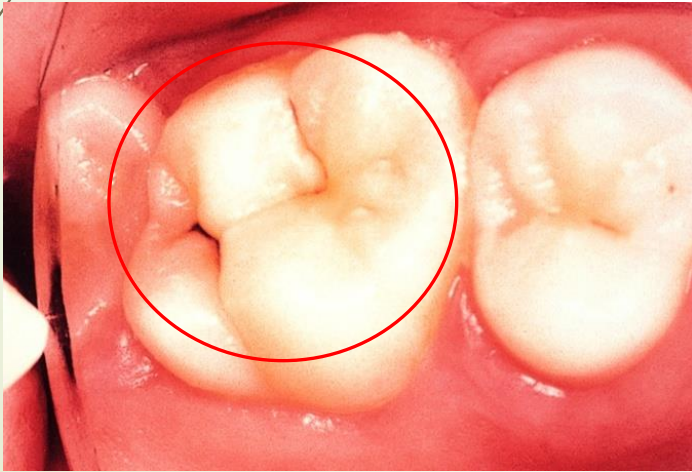
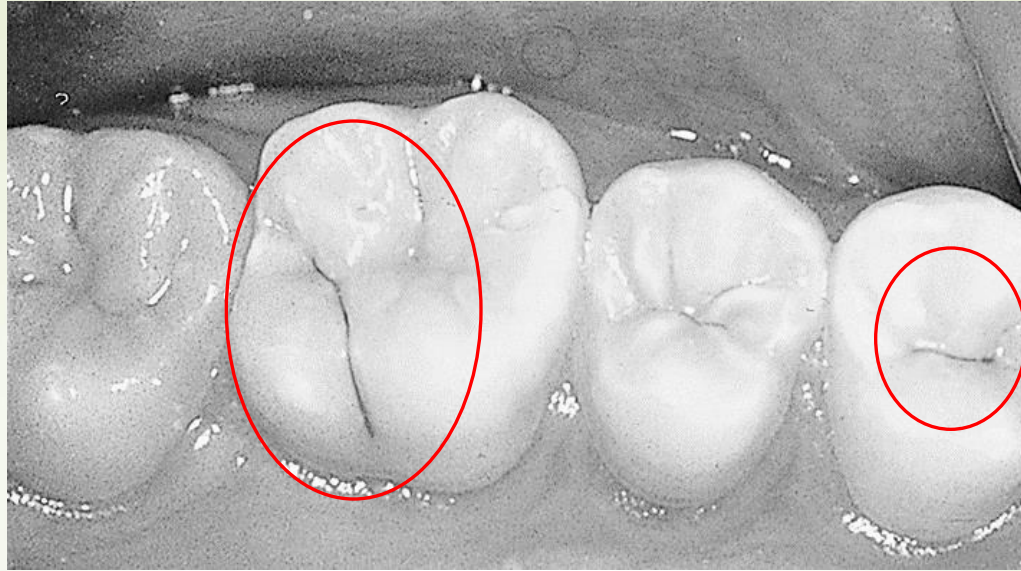
※ 探針は使用しない事！

C O 要精検 ⇒ C O 要相談

隣接面や修復物下部の着色変化、アヤイの状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する

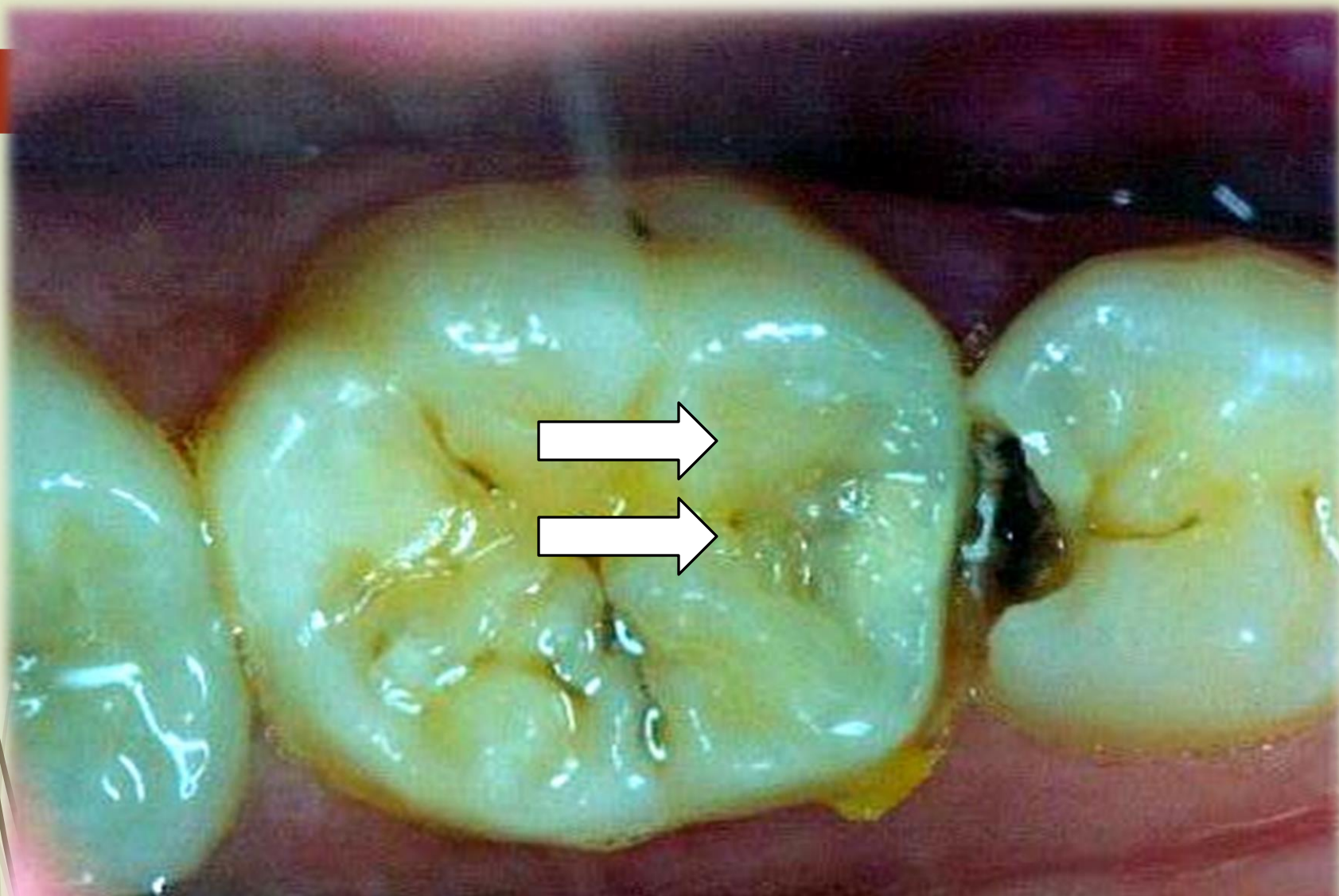


ここでいう、多数認められるは、熊本県は**4歯以上**と統一する。（熊本県歯科医師会）



CO (要觀察)

(齒頸部白濁)



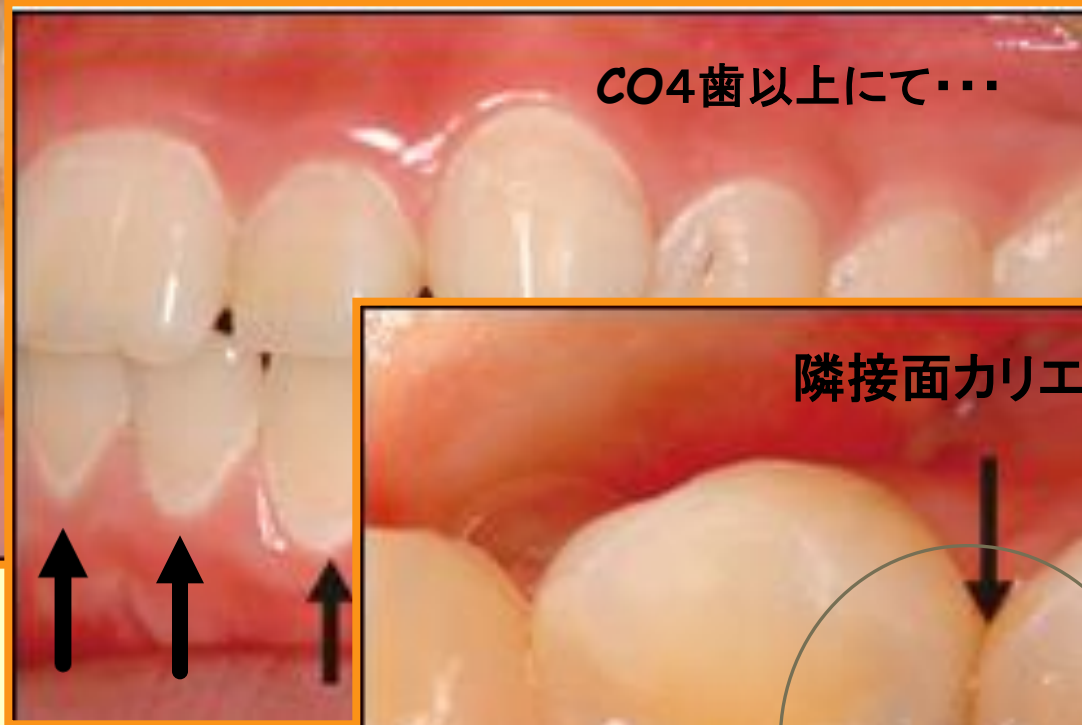
CO (要精検) → CO(要相談)

CO要観察(昔)
⇒要相談(これから)

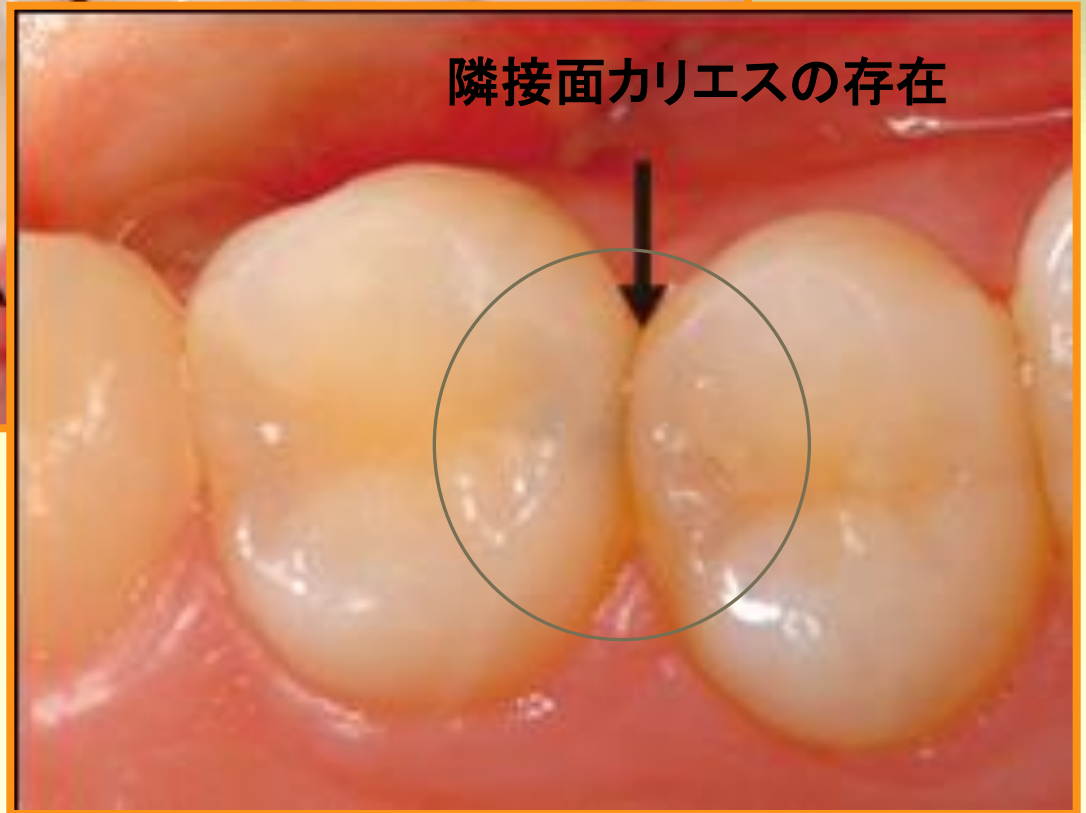
咬合面裂孔のカリエス:決して短針では触らない



CO4歯以上にて...



隣接面カリエスの存在



学校歯科健診早見表

② 歯式の欄について

現在歯 (/) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 口腔内に歯が存在する場合は現在歯とする。 ● その歯の記号を斜線か連続横線で消す。 ● 口腔内に存在する歯すべてに記入する。
喪失歯 (△) (▲または△)	<ul style="list-style-type: none"> ● う蝕が原因で永久歯の喪失したもの。 ● 該当歯には (△) を記入する。 ● 矯正、外傷など、う蝕以外の原因により喪失した永久歯は (▲または△) を記入する。 ● 統計上DMFのMには (▲) は入れない。 ● 乳歯には使用しない。
シーラント (シ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防充填の場合は (シ) と記入する。 ● シーラントは健全歯とする。 ● 予防充填かレンジ充填か迷うときには予防充填で健全歯とする。
乳歯のサホライド (サ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 進行が止まっている場合は (サ) と記入する。 ● 統計処理上は未処置歯として扱う。 ● 事後処置としては処置歯として扱う。 ● 家庭へのお知らせには記載しないように養護教諭等に指導を行う。
要注意乳歯 (×)	<ul style="list-style-type: none"> ● 抜去にあたっては保存の適否を慎重に考慮する必要があると認められる乳歯。 ● 該当歯には (×) を記入する。 ● 統計上は処置歯、未処置歯数ともに数えない。家庭へのお知らせには記載する。
処置歯 (○)	<ul style="list-style-type: none"> ● 充填、補綴によって歯の機能を営むように修復されている歯。 ● 該当歯には (○) を記入する。
未処置歯 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療を要するう蝕のある歯。 ● 該当歯には (C) を記入する。 ● 二次う蝕のある歯や治療中の歯。 ● 永久歯の未処置歯は、ただちに治療を要するものとする。 ● C1～C4という4度分類は行わない。 ● 着色のみはCではない。
要観察歯 (CO)	<ul style="list-style-type: none"> ● エナメル質の実質欠損が認められない。 ● 小窩裂溝の着色、粘性有り。 ● 平滑面の粗造面、白濁、褐色斑有り。 ● 隣接面において、エナメル質の軟化、実質欠損が明らかでない。 ● 該当歯には (CO) を記入する。 ● 学校歯科医所見欄に CO 記入する。(精密検査が必要な場合は<要精検>と記入する)

③ その他の疾病及び異常について

癒合歯、癒着歯、斑状歯、過剰歯、円錐歯、矮小歯、エナメル質形成不全や口唇、口角、舌、小帯、口蓋、口腔粘膜の病名または異常名、その他処置を要するものを記入する。

歯科健康診断におけるふるい分け(スクリーニング)

ふるい分け(スクリーニング)検査はその場で確定診断を行うのではなく、要治療の者と要観察の者を見つける検査です。そして、直ちに治療を要する者には治療勧告を行い、要観察(要指導)の者には定期的な観察(3～6ヶ月毎)および、歯磨き指導、食生活指導、生活習慣指導などの保健指導を学校内で行います。

学校歯科健診早見表

歯式の欄について

現在歯 (/)	<ul style="list-style-type: none"> ◇口腔内に歯が存在する場合は現在歯とする。 ◇その歯の記号を斜線か連続横線で消す。 ◇口腔内に存在するすべてに記入する。⇒過剰歯は数えず、「その他の疾病及び異常」の欄に記入
喪失歯 (△)	<ul style="list-style-type: none"> ◇う蝕が原因で永久歯の喪失したもの。 △該当歯には(△)を記入する
乳歯のサホライド (⊕)	<ul style="list-style-type: none"> ◇予防充填がレジン充填が述べるときには予防充填で健全歯とする。 ◇COと同様の扱いとするが治療を必要とする場合にはCとする ◇統計処理上は未処置歯として扱う。 ◇事後処置としては処置歯として扱う。 ◇家庭へのお知らせには記載しないように養護教諭等に指導を行う。

★熊本県では⊕と記載しないでサホライド塗布歯はCOと記載する。
カリエスカウントにも入れない。

(サホライド処置を施している、カリエスの場合はCと記載する。)

要注意乳歯 (×)	◇抜去にあたっては保存の適否を慎重に考慮する必要があると認められる乳歯。 ◇該当歯には(×)を記入する。 ◇統計上は処置歯、未処置歯数ともに数えない。家庭へのお知らせには記載する。
処置歯 (○)	◇充填、補綴によって歯の機能を営むように修復されている歯。 ◇該当歯には(○)を記入する。
未処置歯 (○)	◇治療を要するう蝕のある歯。
	(CO)を記入する。 ◇学校歯科医所見欄にCOと記入する。 書類上は健全歯 (精密検査が必要な場合は<要精検>と記入する)

隣接面や修復物下部の着色変化、CO(要観察歯)が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合<CO要相談>と記入する

③その他の疾病及び異常について

癒合歯、癒着歯、斑状歯、過剰歯、円錐歯、矮小歯、エナメル質形成不全や口唇、口角、舌、小帯、口蓋、口腔粘膜の病名または異常名、その他処置を要するものを記入する。

歯科健康診断におけるふるい分け (スクリーニング)

ふるい分け(スクリーニング)検査はその場で確定診断を行うのではなく、要治療の者と要観察の者を見つける検査です。そして、直ちに治療を要する者には**治療勧告**を行い、要観察(要指導)の者には定期的な観察(3~6ヶ月毎)および、**歯磨き指導、食生活指導、生活習慣指導**などの保健指導を学校内で行います。**(事後措置)**

歯科健診における留意事項

- 歯鏡は必ず用意し、探針とピンセットは必要に応じて用意する。
⇒ 探針とピンセットは使用しない。ミラー2本法かミラーと各生徒の歯ブラシを持参してもらい検診をおこなう。
- グローブや手指消毒のための薬液、照明器具等も必要に応じて準備する
⇒ 基本的にはなるべく手指を口に入れないようにする。
- 速乾性擦式手指消毒剤(ウエルパス等)を準備しておく。
- グローブは必要に応じてマメに交換する事が望ましい。
- 検査器具の消毒 高圧蒸気滅菌法かガス滅菌方が望ましい
⇒ 極力ディスポミラーを使用するのが望ましいので今後は学校側や行政側と良く話し合いをする。

児童生徒健康診断票（歯・口腔）

顎関節	歯列・咬合	歯垢の状態	歯肉の状態	歯式	歯の状態						その他の疾病及び異常	学校歯科医所見	事後措置	
					乳歯			永久歯						
					現在歯数	未処置歯数	処置歯数	現在歯数	未処置歯数	処置歯数				喪失歯数
0	0	0	0											
1	1	1	1											
2	2	2	2											



今バラバラな状態が多いので大変です！

児童生徒健康診断票（歯・口腔）

顎関節	歯列・咬合	歯垢の状態	歯肉の状態	歯式	歯の状態						その他の疾病及び異常	学校歯科医所見	事後措置
					乳歯			永久歯					
					現在歯数	未処置歯数	処置歯数	現在歯数	未処置歯数	処置歯数			
0	0	0	0										
1	1												
2	2	2	2										

来年（平成28年）
1年生から統一実施する！

保護者 様

〇〇小学校

校長 〇〇 〇〇

歯科検診結果のお知らせ

() 年 氏名 ()

健康	おさんの口の中は健康でした。これからもこの状況を保ちために、歯磨きや食生活に注意して、歯・口の健康づくりに心がけましょう。
----	---------------------------------------------------------------

★下の欄に〇のある人は、治療の必要はありませんが経過観察をしていく必要があります。

経過観察	CO むし歯になっていませんが、そのまま放置するとむし歯に進行する可能性が高い歯があります。
	G0 口の中の清掃が不十分がために、歯肉（歯ぐき）に軽い炎症がみられます。
	顎・噛み合わせ・歯並びについて、定期的な観察や適切な指導が必要な状態です。 *矯正治療中の方もこの項目に含まれます
	歯垢が歯に少し付着しているので、歯磨きをしっかりとってください。

★下の欄に〇のある人は、早めに治療や検査等を受けることをお勧めいたします。

受診をお勧めします	疾患異常	説明
	むし歯（う歯）	（乳歯・永久歯）に治療を必要とするむし歯があります。早めに治療をするとともに食生活や口腔清掃を見直して新しいむし歯を作らないようにしましょう。
歯肉炎・歯周炎	治療を必要とする歯肉の病気があります。早めに治療を受けてください	
検査が必要な歯があります	（CO要相談・要注意乳歯）かかりつけ歯科医に相談ください 乳歯が残っていたり初期のむし歯が多数あったりレントゲン検査が必要なむし歯があります	
歯列・咬合の不正	歯並び・かみあわせに不正が見られる状況です。そのことにより、食べること発音などに問題を起こすこともあります。	
顎関節の異常	あごの関節が痛くてあきづらい、または痛くはないがあけるとときに前歯部で指2本程度しかあかないなどの症状が見られます。	
その他		

「 受診結果 」を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

受診結果

医師各位 ご多忙中、大変恐縮でございますが、上記の受診結果へご記入の上、本人へお返しくださいませよう、お願いいたします。学校での健康管理および指導に役立てたいと考えています。

ア 治療済

イ 経過観察

ウ その他の処置()

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印

歯科健診結果のお知らせ
これらも統一していく

まとめ

- ➡ 健診の流れを理解して判定誤差が生じないようにしましょう。学校医の信頼につながります。
- ➡ 保健調査票を有効に利用しましょう。（ラテックスアレルギーなども増えています。**注意!**）
- ➡ COの概念が変わりました。CO要相談を理解しましょう
- ➡ GOとZSの違いを理解しましょう
- ➡ 咬合と歯列の判定基準も一部変わりました
- ➡ 記録するスタッフにも記載の仕方をよく理解してもらいましょう。

ご静聴ありがとうございました

